



# 第2章

## 東よか干潟環境保全及び ワイズユース計画が目指すもの

1. 計画策定の趣旨 .....	24
2. 計画の位置付け .....	26
3. 目指すべき将来像.....	27
4. ラムサール条約の3つの柱と基本方針 .....	28
5. 計画期間 .....	29
6. 計画が対象とする範囲.....	29

## 1. 計画策定の趣旨

国際的に重要な湿地として 2015(平成 27)年5月にラムサール条約湿地に登録された東よか干潟では、古くから伝統的な漁業が営まれ、人と自然が共存した豊かな生態系の中で、多様な生物が育まれてきました。また、豊富な餌資源を求めて渡来する渡り鳥の国内屈指の中継地・越冬地となっており、特にシギ・チドリ類の渡来数は日本一を誇ります。さらに、東よか干潟周辺には、秋になると真っ赤に色づき「海の紅葉」と呼ばれる塩生植物シチメンソウの国内最大の群生地が広がっています。

このかけがえのない豊かな自然環境を、郷土の、そして世界の財産として守り、未来へ引き継ぐとともに、観光、教育、研究、交流の拠点となることを目指し、東よか干潟に関わる関係者、市民及び行政が相互に連携・協力しながら、東よか干潟の環境保全とワイズユースを進めていくための指針となる計画として、2018(平成 30)年3月に「東よか干潟環境保全及びワイズユース計画(以降、「第1次計画」と示します。)」を策定し、取組を進めてきました。

この度、第1次計画の計画期間(2017(平成 29)年度から 2024(令和6)年度)の終了を受け、東よか干潟を取り巻く自然環境や社会情勢の変化、これまでの取組状況等を踏まえ、東よか干潟の環境保全とワイズユースの取組を一層推進していくため、「第2次東よか干潟環境保全及びワイズユース計画」を策定しました。

本計画の策定にあたっては、東よか干潟がラムサール条約湿地に登録され、その認定証の授与式が執り行われたラムサール条約第12回締約国会議(COP12)で決議された、「ラムサール条約戦略計画 2016-2024」及び「ラムサール条約 CEPA プログラム 2016-2024」の趣旨を踏まえた内容としました。また、2017(平成 29)年 11 月に佐賀市で開催された「第8回アジア湿地シンポジウム 2017」で採択された「佐賀ステートメント」に沿った内容となっています。



## ラムサール条約戦略計画

2016(平成28)年から2024(令和6)年のラムサール条約の実施の基礎となる戦略計画では、「全ての湿地の保全及びワイズユース」を条約の使命とし、また、「湿地が保全され、再生され、湿地の恩恵が全ての人に認識され、価値づけられること」を長期目標とし、さらに4つの目標と19の個別目標を掲げています。

### ■ Goal1: 湿地の減少及び劣化の要因への対処

- Target1 国・地域の政策や計画における湿地の恩恵への考慮
- Target2 湿地生態系が必要とする水量を尊重した水利用
- Target3 公共セクターと民間セクターによるワイズユースの推進
- Target4 優先的に対処すべき外来生物の防除・根絶

### ■ Goal2: ラムサール条約湿地ネットワークの効果的な保全と管理

- Target5 ラムサール条約湿地の生態学的特徴の維持・再生
- Target6 ラムサール条約湿地の面積、数、生態学的連続性の大幅な増加
- Target7 生態学的特徴が変化する危機にある条約湿地における脅威への対処

### ■ Goal3: あらゆる湿地のワイズユース

- Target8 国家湿地目録の作成・更新、配付、使用
- Target9 統合的な資源管理を通じたワイズユースの強化
- Target10 先住民の社会及び地域社会の参加。それらの伝統的知識・実践などの尊重
- Target11 湿地の機能・サービス・恩恵の証明・文書化・配付
- Target12 湿地再生の進展
- Target13 関係主要セクターの持続可能性の向上

### ■ Goal4: 実施強化

- Target14 科学的手引きや技術的方法論の作成・配付
- Target15 ラムサール地域イニシアティブの強化・発展
- Target16 CEPAを通じた湿地保全・ワイズユースの主流化
- Target17 資金やその他資源の確保
- Target18 国際協力の強化
- Target19 能力機構の向上



ラムサール条約戦略計画 2016-24 ポスター

[出典:ラムサール条約戦略計画 2016-24、環境省]

## ラムサール条約 CEPA プログラム

湿地の保全やワイズユースを人々に促す活動の手引きとして2016(平成28)年から2024(令和6)年のラムサール条約の CEPA(コミュニケーション・能力養成・教育・参加・普及啓発)プログラムを採択したものです。

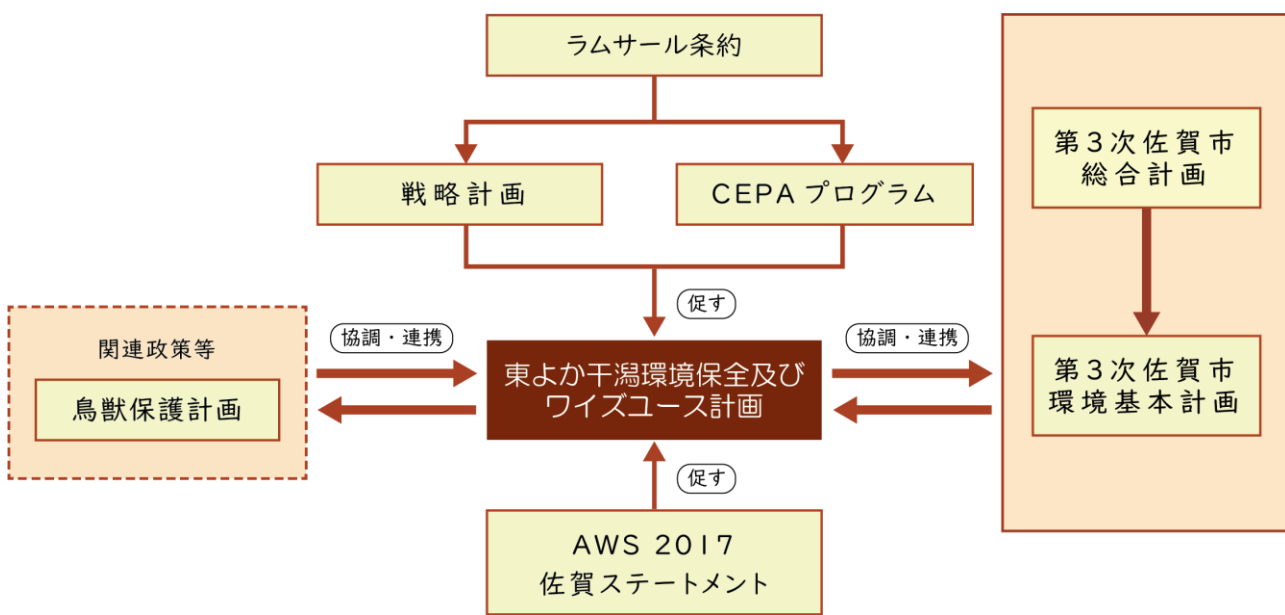
包括的目標として「人々が湿地の保全とワイズユースのために行動を起こすこと」を掲げており、9つの目標と43の個別目標によって達成される成果を通してビジョンを具現化することとされています。

- Goal1: 制度的メカニズムを提供し、関連するネットワークを構築・支援することによって、CEPAプログラムの効果的な実施を支えるためのリーダーシップを確保する。
- Goal2: 適切な場合に、CEPAの取組を条約の政策立案、計画策定、実施の全てのレベルに組み入れる。
- Goal3: 賢明な利用原則の実施に携わる者、特に各湿地の管理に直接携わる者を支援する。
- Goal4: ラムサール条約の実施に直接の責任を負う人々の、個人としての、また、組織及び集団的な能力を養成する。
- Goal5: 様々なステークホルダー(利害関係者)が湿地管理に確実に参加できる仕組みを創り出し、支援する。
- Goal6: 湿地と湿地がもたらす生態系サービスに対する意識、評価、理解を向上させることを目指して、社会の多様な分野の人々を対象としたプログラム、プロジェクト及びキャンペーンを実施する。
- Goal7: 条約の目的を推進する活動の触媒や重要な活動主体として、湿地センターや他の環境センターの役割を認識し、支援する。
- Goal8: 条約の全ての活動主体が公教育の場やラムサール条約登録湿地で利用できるような、生態系の価値やサービス、ならびに湿地の価値についての意識を向上させる学習教材の作成と配付を支援する。
- Goal9: STRP(ラムサール条約科学技術検討委員会)から提供される手引きと情報が、採択された決議に沿って、かつ CEPA プログラムと緊密な連携を図りながら作成されることを確保し、また、特定された対象者に対する普及伝達が最も効果的なコミュニケーション手段を通じて確実に行われる。

## 2. 計画の位置付け

本計画はラムサール条約第3条第1項「締約国は、登録簿に掲げられている湿地の保全を促進し及びその領域内の湿地をできる限り適正に利用することを促進するため、計画を作成し、実施する。」に規定される「計画」に該当するものです。

「ラムサール条約戦略計画」、「ラムサール条約 CEPA プログラム」の趣旨を踏まえ、「アジア湿地シンポジウム 2017 佐賀ステートメント」に沿った内容とするとともに、佐賀市の最上位の計画である「第3次佐賀市総合計画」、環境部門の上位計画である「第3次佐賀市環境基本計画」などの関連計画と協調・連携をとりながら取組を進めていく必要があります。



計画の位置付け



### 3. 目指すべき将来像

東よか干潟は、国際的に価値を認められた重要な干潟です。渡り鳥や希少な動植物の生育・生息環境となっていることはもとより、私たちの生活にもなくてはならない存在です。干潟の良好な環境を将来にわたって維持することで、私たちは干潟の変わらぬ恵みを活かすことができます。また、干潟の恵みを活かすことができるよう、干潟に働きかけ、守っていくことで、環境との共生のスパイラル的な向上の効果が期待できます。東よか干潟の豊かな自然は佐賀の誇る宝です。この豊かな自然を資本に、持続可能で豊かな暮らしの実現を目指して、本計画では、第1次計画に引き続き「未来につなぐ 湿地と私たちの持続可能な暮らし」を目指すべき将来像として設定します。



## 4. ラムサール条約の3つの柱と基本方針

ラムサール条約では取組の基盤となる3つの柱として、湿地の「保全・再生」と「ワイズユース」、そしてこれらを支え、促進する「交流・学習」を掲げています。

この3つの柱は互いに支え合っています。湿地の適切な「保全・再生」には生態系に配慮した持続可能な「ワイズユース」が不可欠です。「ワイズユース」は、「保全・再生」が行われている健全な湿地の恵みに支えられています。また、「保全・再生」と「ワイズユース」を進めるためには、湿地に関わる関係者の「交流・学習」活動が推進力として大きな役割を果たします。

本計画においても「保全・再生」、「ワイズユース」、「交流・学習」の3つの柱を軸に取組を進めていきます。また、目指すべき将来像実現のため、3つの柱における基本方針を以下のとおり設定します。

### ■ 目指すべき将来像

未来につなぐ 湿地と私たちの持続可能な暮らし



#### 保全・再生

佐賀の誇りを未来へ

東よか干潟の豊かな自然環境、生物多様性を大切な資源として保全し、佐賀の誇れる美しい自然環境を将来世代に継承します。

#### ワイズユース

干潟の恵みを実感

先人の知恵に学びつつ、生活や産業活動との調和を図り、現代社会に適応した賢明な利用により、自然環境を持続的に活用します。

#### 交流・学習

学び、つながり、広げる

東よか干潟の価値や重要性を多くの人が体感し、学び交流する機会を創出するとともに、様々な主体が連携し情報発信するなど、保全・再生とワイズユースの取組を支えます。

ラムサール条約の3つの柱と基本方針



## 5. 計画期間

本計画の計画期間は2025(令和7)年度から2034(令和16)年度までとします。これは、佐賀市の最上位計画である「第3次佐賀市総合計画」、環境部門の上位計画である「第3次佐賀市環境基本計画」の計画期間と同じくするもので、これら計画との協調・連携を図るものです。なお、東よか干潟の自然環境や社会情勢などの変化、関連する計画などの改定状況を踏まえ、必要に応じて見直し・改定を行います。

## 6. 計画が対象とする範囲

本計画ではラムサール条約湿地登録区域と東与賀海岸のシチメンソウヤードを含む周辺一帯を「東よか干潟及びその周辺」と総称します。

計画が対象とする範囲は「東よか干潟及びその周辺」を形成する流域、後背地にあたる佐賀市全域とします。

